

砂防関係工事におけるクレーン賃料の積算について（お知らせ）

令和元年6月24日
広島県土木建築局

このことについて、現場条件又は調達環境から砂防工で使用するクレーンを日々回送させることが困難であり常駐せざるを得ない場合は、クレーンを常駐させることを想定した日極賃料を見積り等により決定することとしました。

1 対象歩掛

土木工事標準積算基準書（河川編・道路編） 第III編 第3章 砂防工におけるクレーン賃料

2 対象となる現場条件又は調達条件

次を参考とし、クレーンを日々回送させることが困難であり常駐せざるを得ない場合を判断する。

- ・クレーンの搬入路が狭い（現道の直線部は幅員4m以下。現道の曲線部はブーム先端出口通路幅程度以下。）箇所において人家が隣接している場合
- ・複数のリース会社から提出された証明書類によって、日々回送することを条件としたクレーンの確保が困難であることが確認できる場合
- ・作業ヤードが狭く日々の回送に伴い資材置き場の段取り替えが頻繁に生じるため作業効率が落ちる等の理由でクレーンを常駐させる必要がある場合

3 クレーンを常駐させることを想定した日極賃料の採用方法

(1) 見積り等により、クレーンを常駐させることを想定した日極賃料、これが徴収できない場合は、クレーンの月極賃料及び保証日数を徴収する。

(2) クレーンの月極賃料及び保証日数を徴収した場合は次により日極賃料を算出する。

$\text{クレーンを常駐させることを想定した日極賃料} = \text{クレーンの月極賃料} / \text{保証日数} (+ \text{燃料油脂費}^{\ast})$

※燃料油脂費がクレーンの月極賃料に含まれていない場合は、燃料油脂費を別途考慮する。

(3) クレーンを常駐させることを想定した日極賃料を設計単価と置き換える。

一般部コンクリート打設歩掛の例（土木工事標準積算基準書 平成30年7月 抜粋）

名称	規格	単位	日打設量 (m ³ /日)	
			10以上50未満	50以上150未満
土木一般世話役		人	1.8 (1.6)	1.3 (1.1)
特殊作業員		"	4.4 (4.4)	2.8 (2.8)
普通作業員		"	5.9 (5.1)	4.0 (3.2)
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値)25t 吊	日	1.7 (1.7)	1.1 (1.1)
雑種上率	チップング	%	20 (22)	30 (34)
	岩盤清掃	"	12 (13)	17 (20)
諸雑費率		"	24 (20)	30 (25)

※赤枠部分をクレーン常駐させることを想定した日極賃料に置き換える。

4 適用年月日

通知した日から令和6年3月末までに完成する工事